

平成十六年七月三十日提出
質問第三一 号

激甚災害の指定に至るまでの期間の短縮に関する質問主意書

提出者 今野 東

激甚災害の指定に至るまでの期間の短縮に関する質問主意書

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害指定に関連して、以下の通りお尋ねする。

一 激甚災害の指定（本激）に至るまでの期間について、最長例および最短例、平均的な例をふまえ、その期間を要する理由について、政府の認識を明らかにされたい。

二 激甚災害の指定（本激）にあたっては、その前提となる被害状況の把握に長期間を要することから、被災自治体からは早期指定の実施を求める声が強い。被害状況の概算により仮指定を行うなど、早急に指定がなされるよう制度の改善が求められるところであるが、これに対する政府の見解を伺いたい。

三 被災自治体のなかには、財政面による裏付けが不明な中で、具体的な災害復旧作業への着手にあたって戸惑う事例が多々みられる。これらの事例に対し、政府としてどのような配慮をすべきか、見解を伺いたい。

右質問する。